被災者の皆様へ



姫路市の

支援情報一覧



しろまるひめ

被災者支援の各種制度一覧

東日本大震災にかかる避難者登録	- - 1	予防接種(定期予防接種)1
市税に関する相談(災害減免等)	- - 1	こころの健康相談1
所得税などの国税に関する相談	2	妊婦健康診査費助成制度1
市民相談	2	未熟児養育医療費の公費負担1
戸籍・住民票等の交付手数料の免除	4	乳幼児健康診査1
市立斎場等の使用料の免除ーーーーーーーーー	5	壮年期の健康相談、検診の受診1
後期高齢者医療保険に加入の方の医療機関等での		放射線被ばくに関する相談1
一部負担金の免除ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	6	多言語生活相談1
後期高齢者医療保険料の減免ーーーーーーーーー	6	日本語学習支援1
国民健康保険に加入の方の医療機関等での一部負担金	6	女性のための相談室1
国民健康保険料の減免ーーーーーーーーーー	7	女性のための健康相談1
国民年金保険料の減免措置		男性のための電話相談1
福祉に関する相談		市立高等学校の入学料等免除1
DV等に関する相談		高等学校への弾力的な受入について1
障害者に関する相談	- - 9	カウンセラー配置事業1
特別児童扶養手当・特別障害者手当等の特例-----	- - 9	企業立地支援相談1
保育所への入所と利用者負担額の減免についてーーーーー	- - 9	雇用相談1
児童扶養手当の特例------------------------------------		労働相談1
母子父子寡婦福祉資金貸付の特例--------		ハローワークによる就労相談1
子育て短期支援事業の利用の特例	10	労働基準監督署による労働相談1
児童手当の認定の特例ーーーーーーーーー	10	

避難者登録き	内 容 変災県外へ避難された方から、避難先等に関する情報を任意にご提供いただ 、その情報を避難元の市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の市町 が避難者への情報提供等を行うものです。	住民票異動 の要否 否	所管課・電話番号 危機管理室 TEL 079-223-9599
市税に関する相談 (災害減免等) よ 2 タ 3 月 4 受 フカ 利 重 5	後収猶予 災害を受けた納税者が、一時に納付することが出来ない場合には、申請により市税の徴収を猶予します。 個人住民税の災害減免 災害で家屋や家財などに損害を受けた場合には、申請により個人住民税を免除または減額できる場合があります。 個人住民税の雑損控除 災害で家屋や家財などに損害を受けた場合には、申告により雑損控除の適用することによって個人住民税を軽減します。 (国税にも同様の制度あり) 住宅ローン控除の特例 大震災で住宅が滅失等した場合でも、引き続き、住宅ローン控除の適用を受けることができます。 また、大震災で住宅が滅失等した場合に、ローンを組んで新たな住宅を購入したときは、所得税において住宅ローン控除額の上乗せが行われ、所得税から控除し切れない残額について、97,500円または136,500円を限度に住民税からも控除されます。旧住宅と新たに購入した住宅の住宅ローン控除は、重複することができます。 被災代替住宅用地・家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減 減失・損壊した住宅の敷地の代替土地を取得した場合には、申請によりその土地に係る固定資産税・都市計画税を取得後3年度分まで軽減します。	否	1 徴収猶予 納税課 TEL 079-221-2291 2、3、4 個人住民税 市民税課 TEL 079-221-2261

被災者支援の各種制度

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
所得税などの国税に関する相談	6 被災代替軽自動車に係る軽自動車税(種別割)の非課税 滅失・損壊した軽自動車を買い換えた場合には、申請によりその軽自動車 に係る軽自動車税(種別割)を令和2年度分まで非課税にします。 7 市税関係証明書の交付手数料の免除 災害を受けた納税者の市税関係証明書の交付手数料を、令和3年3月31 日までの期間、免除します。 東日本大震災により被害を受けた方は、所得税の軽減・免税が受けられ、 税務署で手続きすることで所得税が還付となる場合があるほか、源泉所得税 の徴収猶予や還付、廃車となった自動車の自動車重量税の還付などの特例が あります。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せいただくか、国税庁ホーム ページ【http://www.nta.go.jp/】をご覧ください。	否	6 軽自動車税 主税課 TEL 079-221-2257 7 市税関係証明書 主税課 TEL 079-221-2256 姫路税務署 姫路市北条1丁目250 TEL 079-282-1135(代) ・納税証明書関係 ⇒管理運営第1部門 ・税金の納付関係 ⇒徴収第1部門 ・所得税の取扱い ⇒個人課税第1部門 ・相続、譲渡の取扱い ⇒資産課税第1部門 ・法人税の取扱い
市民相談	市民相談センターでは、日常生活から生じる様々なトラブルの相談や交通	否	⇒法人課税第1部門 市民相談センター
	事故に関する相談を受けています。また、弁護士による法律相談や税務・登記・行政書士など各専門家による相談会も定期的に開催しています。 ・市民相談 毎週月曜日〜金曜日(祝日を除く) 午前9時〜正午・午後1 時〜午後5時(受付は午後4時まで)	I	TEL 079-221-2102

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
	→市民の日常生活で生じる様々な問題について解決への道筋を案内		
	・法律相談 毎週火曜日~金曜日(祝日を除く) 相談日の前日午前9時か		
	ら電話にて予約受付、先着6名		
	→相続、夫婦、親子、金銭貸借、土地・家屋・借地・借家、損害賠償、		
	契約トラブル、及び交通事故などの法律問題		
	・税務相談 第2月曜日 午後1時30分~午後4時30分(受付は午後1		
	時~午後4時)		
	→所得税・相続税・贈与税などの税に関する相談		
	※その他、交通事故相談、登記相談、行政書士相談等を実施しています。		

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
戸籍・住民票等の交付手	東日本大震災で被災された方(法人、弁護士等の職務上請求を除く)は、	否	住民窓口センター
数料の免除	戸籍除籍謄抄本・住民票の写し等の証明書の手数料が免除されます。		(交付担当)
			TEL 079-221-2362
	1 手数料が免除される証明		
	(1) 戸籍に関するもの		
	戸籍全部・個人・一部事項証明書 、除籍全部・個人・一部事項証明書		
	除籍謄本・抄本・記載事項証明書 、届書記載事項証明書・届書受理証明書		
	(2) 住民票に関するもの		
	住民票の写し 、住民票記載事項証明書 、印鑑登録証明書 、戸籍の附票の		
	写し		
	広域交付住民票		
	(3) その他		
	身分証明書 、独身証明書 、その他諸証明		
	2 対象となる方		
	東日本大震災で被災された方 (法人、弁護士等の職務上請求を除きます)		
	3 免除される期間		
	令和2年4月1日 ~令和3年3月31日		
	4 免除のお手続き		
	被災された地域の市町村が発行する「り災証明書」を提示してください。		
	※郵送による請求も可能です。		
	MAPINE 1 - OF WHITH O THE C / O		

被災者支援の各種制度

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
市立斎場等の使用料の免除	東日本大震災で被災された方が死亡された場合の市立斎場の使用料を免除します。(「姫路市立斎場及び霊きゅう自動車使用料減免申請書」を提出してください。) ・免除のお手続き 被災された地域の市町村が発行する「り災証明書」を提示してください。 ・届出窓口 住民窓口センター・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンター	否	住民窓口センター (届出窓口担当) TEL 079-221-2365 名古山霊苑管理事務所 TEL 079-297-5030
後期高齢者医療保険に加入の方の医療機関等での一部負担金の免除	一部負担金が免除される場合があります。 ご加入の後期高齢者医療広域連合が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。 〈対象者〉 ① 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者等 ② 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者等 〈免除内容〉 医療機関や薬局の一部負担金が免除になります。 〈免除期間〉 ① 令和3年2月28日まで ② 令和2年9月30日まで 〈手続き〉 災害後、兵庫県後期高齢者医療広域連合から対象者あてに一部負担金等の免除について申請勧奨が行われ、申請をされた方には一部負担金等免除証明書が送付されています。対象者の方で、年齢到達等で新たに後期高齢者医療制度に加入される方、転入された方は兵庫県後期高齢者医療広域連合への申請が必要となります。	要等庫が強いない。要等庫がは、後、医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	後期高齢者医療保険課 TEL 079-221-2315

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料が免除される場合があります。 < 対象者> ① 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者 ② 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者 < 減免割合> 1 0割 < 減免期間> ② 令和2年度保険料 ② 令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額の保険料 < 申請方法> 姫路市後期高齢者医療保険課にて被災された旨を申し出て、減免申請してく	要等 は り 期 療 の 証を取得 を な 後 医 合 者	後期高齢者医療保険課 TEL 079-221-2315
国民健康保険に加入の方の医療機関等での一部負担金	 ださい。 一部負担金が免除される場合があります。 〈対象者〉 東日本大震災による下記の被災者 ① 帰還困難区域等の住民の方 ② 上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等 ③ 旧居住制限区域等の上位所得層 〈減免内容〉 医療機関や薬局の一部負担金が免除になります。 〈減免期間〉 ① ②の方 令和3年2月28日 ③の方 令和2年9月30日 〈減免割合〉 10割 <手続方法> 	否	国民健康保険課 TEL 079-221-2341

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
	加入医療保険の保険者が発行する「一部負担金等免除証明書」を医療機関		
	等の窓口で提示することにより、支払いが免除されます。		
国民健康保険料の減免	被災された方に賦課される保険料を免除します。	要	国民健康保険課
	<対象者>	(転入し、姫	TEL 079-221-2343
	東京電力福島第一原子力発電所事故で被災された方で、以下に住所を有して	路市国民健	
	いた被保険者の方	康保険の資	
	帰還困難区域等	格を取得し	
	旧避難指示区域等 ただし、上位所得層を除く	ている)	
	旧居住制限区域等		
	<減免割合>		
	10 割		
	<減免期間>		
	令和2年度相当分の保険料額		
	ただし、令和3年3月末までに普通徴収の納期限が到来するもの		
	旧居住制限区域等の上位所得者層の被保険者については、令和2年4月		
	分~令和2年9月分までに相当する月割保険料算定額		
	<申請方法>		
	市役所国民健康保険課にて被災された旨を申し出て、減免申請して下さい。		
	※「り災証明書」をお持ちの方は、ご持参下さい。		
国民年金保険料の減免	福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除	否	国民健康保険課
措置	・福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市		TEL 079-221-2332
	町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、本人からの		
	申請に基づき、最大で令和3年6月分まで(学生特例は令和3年3月分ま		
	で)の国民年金保険料が全額免除されます(所得・被災状況の審査不要)。		
	・福島県内の以下の12市町村が対象		
	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、		

被災者支援の各種制度

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
	双葉郡富岡町、双葉郡川內村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、 双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村		
	※ 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村また は近くの年金事務所へお問い合わせください。 上記には次の手続きが必要です。 ・国民年金保険料免除申請書の提出が必要です。 ・ご本人が申請できない場合は、委任状を添付する必要があります。 ・保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納 付が困難な方は、口座振替の停止手続が必要となりますので、速やか に近くの年金事務所に相談をしてください。 なお、記載された書類は、住所地の市区町村または近くの年金事務所へ 提出してください。		
福祉に関する相談	福祉に関する困り事でどこに相談したらいいのか分からない方の相談に応じ、必要な支援につなぎます。 相談電話番号 079(221)2303 月曜~金曜 8:35~17:20(祝日、12/29~1/3を除く)	否	総合福祉会館 TEL 079-221-2303
DV等に関する相談	DVや女性が抱える日常生活での悩みや心配事などについて、婦人相談員が相談に応じ、必要な情報を提供します。まずはお電話で相談ください。 相談電話番号 079(221)1532 月曜~金曜 8:50∼17:20(祝日、12/29∼1/3を除く) (※緊急の場合は「110番」してください。)	否	配偶者暴力相談支援センタ ー TEL 079-221-1532

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
障害者に関する相談	〈利用者負担の減免〉	否	障害福祉課
	被災のため、障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具等に係る利用者		TEL 079-221-2454
	負担を支払うことが困難な場合には、利用者負担を減免することができます。		
特別児童扶養手当•特別	・請求書又は届出書に添付する書類等については、非常災害に際して特に必	要	①特別児童扶養手当
障害者手当等の特例	要があると認める場合には、添付する書類等を省略でき、又は、これに代		②障害児福祉手当
	わるべき他の書類等を添えて提出することができます。		こども支援課
	・災害により住宅・家財等の財産について、その価格の概ね 1/2 以上の損		(手当担当)
	害を受けた被災者から次の①~③の被災状況書が提出された場合は所得制		TEL 079-221-2311
	限の規程は適用されません。		
	①特別児童扶養手当被災状況書		③特別障害者手当
	②障害児福祉手当(福祉手当)被災状況書		障害福祉課
	③特別障害者手当被災状況書		TEL 079-221-2305
	・受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった		
	場合、その理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、認定請求		
	をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を開始し		
	ます。		
保育所への入所と利用	・保育所への入所については、広域入所制度での対応となっていますので、	否	こども保育課(認定・利用
者負担額の減免につい	住民票のある市町村の窓口から申し込み手続きをしてください。		担当)
て	・利用者負担額については、姫路市の減免規定に該当する場合は減免できま		TEL 079-221-2366
	す。		

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
児童扶養手当の特例	・災害により住宅・家財等の財産についてその価格の概ね 1/2 以上の損害を受けた被災者から児童扶養手当被災状況書が提出された場合は所得制限の規定を適用しない。(被災状況書が 14 日以内に提出されない場合にも、被災者の個々の状況に応じて社会通念上許される範囲の期間内に提出されれば、所得制限の特例措置が行えるものとして扱う) ・請求書または届書に添付する書類については、非常災害に際して特に必要があると認める場合には、添付する書類を省略でき、またはこれにかわるべき他の書類等を添えて提出することができます。 ・受給資格者が災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合、その理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を開始します。	要	こども支援課 (手当担当) TEL 079-221-2311
母子父子寡婦福祉資金 貸付の特例	・子を扶養していない寡婦の所得制限限度額の適用について、災害等により 生活の状況が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得 制限の適用の対象としません。	否	こども支援課(ひとり親支 援担当) TEL 079-221-2132
子育て短期支援事業の 利用の特例	 ・対象地域=原則として被災者生活再建支援法適用地域 青森、福島、岩手、宮城、千葉、茨城、栃木 ・被災による避難と確認できた場合は、避難先を居所とみなし、市民と同様の扱いとなります。 ・利用申込みに必要な証明書類については、聞き取り等で確認できた場合は、添付を省略できます。 	否	こども家庭総合支援室 TEL 079-221-2066
児童手当の認定の特例	災害救助法適用市町村から転入された方が認定請求をされる際の添付書類に ついては、請求者本人からの申立書をもって代えることができます。	要	こども支援課(児童手当担 当) TEL 079-221-2312

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
予防接種(定期予防接	こどもの定期予防接種等について、無料(全額公費負担)で接種できます。	否	保健所予防課
種)	1 対象者		(予防接種担当)
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避		TEL 079-289-1635
	難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律(平		
	成23年8月12日法律第98号)により姫路市に滞在しているが、姫路市		
	に住民登録がない者		
	2 手続き等		
	事前に保健所予防課へ申請し、予防接種券の交付を受け、市内の医療機関		
	に予防接種券を提出して、接種を受ける		
	3 対象の予防接種		
	定期予防接種(定期接種対象年齢)		
こころの健康相談	① 電話、面接による精神保健福祉相談(079-289-1645)	否	保健所健康課
			TEL 079-289-1645
	② 保健所、各保健センター・分室、保健福祉サービスセンター、障害福祉		
	課等に「こころのケアのしおり」を配置。		
妊婦健康診査費助成制	本来、住民票がある方のみのサービスである妊婦健康診査費助成制度につ	否	保健所健康課
度	いて、被災者から申し出があった場合は、住民票の移動の有無に関わらずサ		TEL 079-289-1641
	ービスを提供します。		
	ただし、被災自治体に償還払い制度がある場合は除きます。		
	・対象地域		
	災害救助法適用地域(ただし、東京都は除く)		
未熟児養育医療費の公	被災者が「養育医療券」の提出がなくても、医療機関において養育医療券	否	保健所健康課
費負担	の交付を受けているものであることを申し出て、氏名、生年月日、住所を確		TEL 079-289-1641
	認することにより受診できます。		
	また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。		
	・対象地域		

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
	災害救助法適用地域(ただし、東京都は除く)		
乳幼児健康診査	姫路市で実施している乳幼児健康診査(4か月・10か月・1歳6か月・3歳児健診)を受診することができます。 ・対象―姫路市に滞在しており、健診の受診時期に該当する方・対象地域―原則として災害救助法の適応地域(ただし、東京都は除く)(適応外の地域であっても、集団で実施している1歳6か月児健診・3歳児健診については受診できます。)	否	保健所健康課 TEL 079-289-1641
壮年期の健康相談、検診 の受診	健康増進事業である健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導や各種検診(がん・歯周疾患・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診)等のサービスについて、被災者からの申し出があった場合には、住民票の移動の有無に関わらず、サービスを提供します。 ・対象地域 災害救助法適用地域(ただし、東京都は除く)	否	保健所健康課 TEL 079-289-1697
放射線被ばくに関する 相談	原子力施設の事故に係る放射線被ばくに関する相談について対応します。 ・放射線の身体影響に関する相談	否	保健所健康課 TEL 079-289-1641
多言語生活相談	多言語による生活相談を実施し、外国人の生活面での問題解決を支援します。 ○姫路市役所市民相談センター内 姫路市外国人相談センター 相談室 (079-221-2107) 月曜日~金曜日 英語、フランス語 (9:00~12:00、13:00~17:00) 月曜日~金曜日 ベトナム語 (13:00~17:00) 毎週火曜日 ポルトガル語、スペイン語、中国語、(13:00~16:00) ○ベトナム語生活相談 080-6158-4445 (時間外は繋がりません) 火曜日 城東町総合センター (13:00~17:00) 水曜日 高木総合センター (13:00~17:00)	否	文化国際課 国際交流センター TEL 079-287-0820

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
日本語学習支援	地域や職場で必要な会話や生活習慣を学ぶための日本語学習の機会を提供	否	文化国際課
	し、言葉の面から生活支援を行います。		国際交流センター
	○日本語講座(有料)		TEL 079-287-0820
	初級 7 クラス 1 クラス 20 名、全 10 回開催		
	初中級 1 クラス 1 クラス 20 名、全 10 回開催		
	中級 1 クラス 1 クラス 20 名、全 10 回開催		
	春、秋、冬期の年3学期		
	○日本語ひろば(無料)		
	日本語学習支援ボランティアによる会話を中心とした日本語学習の場		
	を提供		
	全 12 回開催 春、秋、冬期の年 3 学期		
女性のための相談室	姫路市男女共同参画推進センター"あいめっせ"では、女性の相談員及び弁	否	男女共同参画推進センター
	護士が、女性の抱えるさまざまな問題の相談に応じています。相談は無料で		TEL 079-287-0803
	す。秘密は厳守しますので一人で悩まず安心してご相談ください。		
	・ 電話相談 ☎079-287-0801(12 時~13 時を除く)(1 回 40 分程度)		
	火曜日 10 時~16 時		
	水・金曜日 10 時~18 時		
	・ 面接相談(要予約) 🗖 079-287-0807		
	(12 時~13 時を除く)(1 回 50 分程度)		
	火・木・土曜日 10 時~16 時		
	水・金曜日 10 時~18 時		
	・ 法律相談(要予約)(1回30分)		
	毎月第2火曜日 13時30分~15時30分		
	※法律相談をご希望の方は、まず面接相談をお受けください。		

項 目 女性のための健康相談	内 容 姫路市男女共同参画推進センター"あいめっせ"では、女性保健師が、女性	住民票異動 の要否 否	所管課・電話番号 男女共同参画推進センター
	の抱える体や心の悩みの相談に応じています。相談は無料です。・ 面接相談(要予約・毎月第3金曜日)10時~12時(相談時間一人40分)		TEL 079-287-0803
男性のための電話相談	姫路市男女共同参画推進センター"あいめっせ"では、男性の相談員が、家庭や夫婦、職場での人間関係や、子育て・介護、定年後の生活等の悩みについて、電話で相談に応じています。相談は無料です。秘密は厳守しますので一人で悩まず安心してご相談ください。 ・電話相談 ☎079-287-0804 (16 時~19 時) 原則、奇数月の第 2 水曜日	否	男女共同参画推進センター TEL 079-287-0803
市立高等学校の入学料 等免除	生徒が東日本大震災により被災し、被災地(特定被災地方公共団体及び特定被災区域)からの避難を余儀なくされている場合は、市立高等学校入学料等の免除の対象とします。	否	学校指導課 TEL 079-221-2762
高等学校への弾力的な 受入について	・市立高等学校への受入れ等については、生徒の学習機会を保障し、進路実現を支援するため、在籍する高校の教育課程や本人の進路希望など、状況に応じて対応します。	否	学校指導課 TEL 079-221-2766
カウンセラー配置事業	心のケアが必要な被災園児・児童・生徒等を対象に、市立全35中学校、 市立16小学校、市立3高等学校に配置されている臨床心理士を活用し、カ ウンセリングを行い、心のケアにあたる。	否	学校指導課 TEL 079-221-2771
企業立地支援相談	震災により甚大な被害を受けた企業や事業活動に多大な支障をきたしている企業に対し、市内に工場を移設する場合の用地情報等の提供や行政手続きのワンストップサービスを行います。	否	企業立地推進課 TEL 079-221-2515

項目	内 容	住民票異動 の要否	所管課・電話番号
雇用相談	就職や労働に関する問題について相談できる窓口を設置しています(※就	否	労働政策課
	職のあっせんは行っていません)。		TEL 079-221-2094
労働相談	社会保険労務士や弁護士に労働に関する問題を相談できる「労働相談」を	否	労働政策課
	行っています。		TEL 079-221-2094
	・開催日 :毎月第1木曜日 社会保険労務士		
	第3木曜日 弁護士		
	・開催時間:午前9時30分~午前11時30分		
	※受付は当日午前9時~午前11時まで 予約不可		
	・開催場所:姫路市役所 1階 市民相談センター		
ハローワークによる就	求職者の方々への職業紹介や求人情報の提供、就職に関する相談等につい	否	ハローワーク姫路
労相談	ての窓口が設置されています。		TEL 079-222-8609
労働基準監督署による	「一方的に解雇された」、「賃金を下げられた」といった働く上での問題	否	姫路総合労働相談コーナー
労働相談	や、労働保険、労災補償などに関する相談窓口が設置されています。		(労働基準監督署内)
			TEL 079-224-1481